

手取川水系手取川ダム砂利等の採取に関する規制計画

1. 対象区間

種 別	河川名	起 点	終 点	延長 (km)
ダム 区間	手取川	左岸：石川県白山市白峰二 22番の2地先 右岸：石川県白山市白峰28号 30番の9地先 (No.31)	左岸：石川県白山市東二ロニ 1番の211地先 右岸：石川県白山市女原ヲ 1番の7地先 (No.0-1.0k)	11.67
	下田原川	左岸：石川県白山市鴛ヶ谷ヨ 8番の4地先 右岸：石川県白山市鴛ヶ谷カ 13番の17地先	手取川への合流点	3.0
	赤谷川	左岸：石川県白山市桑島3号 105番の17地先 右岸：石川県白山市桑島3号 105番の14地先	手取川への合流点	3.4
	大道谷川	左岸：石川県白山市白峰リ 19番の5地先 右岸：石川県白山市白峰チ 70番の4地先	手取川への合流点	0.6
	計			18.67

別添一般図表示のとおり。

2. 規制の方針

手取川ダムの堆砂状況は概ね計画堆砂量の範囲内にある。ダム下流右支川尾添川での斜面崩壊に伴う濁水が社会問題化しているなか、貯水池内での採取は更なる濁水の発生が危惧されることから、百合谷堰堤より下流の貯水地内は禁止区域としている。一方、百合谷堰堤から上流部は若干の堆積傾向にあることやダム貯水池水位低下時の飛砂等の問題があることから、治水・利水・環境への影響を勘案のうえ、掘削基準河床、掘削基準断面、橋梁の保安区域を設定し、規制区域を継続する。

令和8年度以降5箇年の規制計画については骨材、玉石需要を考慮して25千 $m^3$ とし、年間5千 $m^3$ を計画的に許可していく方針とする。

3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

(1) 掘削基準河床

別添縦断図表示のとおり。

種 別	河川名	区 間	掘 削 基 準 河 床 高	備 考
ダム	手取川	No. 31 ~ No. 23 百合谷堰堤より上流	百合谷堰堤水通部天端-1mと桑島大橋橋脚天端および下村大橋橋脚天端を結ぶ線	

(2) 掘削基準断面

別添横断図表示のとおり。

#### 4. 禁止区域等

##### (1) 禁止区域

種別	河川名	起 点	終 点	延長(km)
ダム	手取川	左岸：石川県白山市白峰 桑島4-87-14 右岸：石川県白山市白峰 桑島10-1-52 (No23)	左岸：石川県白山市東二口ニ 1番の211地先 右岸：石川県白山市女原ヲ 1番の7地先 (No.0-1.0k)	10.02
	下田原川	左岸：石川県白山市鴛ヶ谷ヨ 8番の4地先 右岸：石川県白山市鴛ヶ谷カ 13番の17地先	手取川への合流点	3.0
	赤谷川	左岸：石川県白山市桑島3号 105番の17地先 右岸：石川県白山市桑島3号 105番の14地先	手取川への合流点	3.4
	大道谷川	左岸：石川県白山市白峰リ 19番の5地先 右岸：石川県白山市白峰チ 70番の4地先	手取川への合流点	0.6
	計			17.02

別添管内図、平面図表示のとおり。

##### (2) 保安区域

別添管内図、平面図表示のとおり。

#### 5. 掘削可能量及び採取可能量

種 別	河川名	起 点 (秆杭)	終 点 (秆杭)	延 長 (km)	掘削可能量 (千m3)	採取可能量 (千m3)	摘 要
ダム	手取川	No. 31	No. 23	1.65	216	96	
	計						

(注) 禁止区域及び保安区域は対象としない。

6. 年次別計画

河川名	区 間		年 次 別 計 画 (千m3)																	
			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			令和12年度			合計		
	起点	終点	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予定量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予定量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予定量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予定量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予定量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予定量	流下予想量
手取川	No. 31	No. 23	5	5	0	5	5	0	5	5	0	5	5	0	5	5	0	25	25	0
計			5	5	0	5	5	0	5	5	0	5	5	0	5	5	0	25	25	0

(注) 禁止区域及び保安区域は対象としない。

※上記年次別計画にかかわらず、出水による異常堆積が発生し、河川管理上の支障が生じたなどの場合は、河川管理及び河川環境等への影響が生じない範囲で採取可能とする。